

## 子ども・子育て支援新制度の施行に際し議会が関与する主要な事項一覧

- ◎ ◎印がついている事項については、条例で定めることが法律上義務づけられている  
 ○ ○印がついている事項は、資産処分関係(議決事項)  
 △ △印がついている事項は、その他の議会が関与する可能性がある事項

### ＜市町村＞

	内容	根拠条文
	子ども・子育て会議	
◎	市町村における子ども・子育て会議の設置 事業計画	子ども・子育て支援法 第77条第1項
△	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項
	施設・事業関係	
◎	公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)	地方自治法(※3) 第244条の2第1項
◎	幼保連携型認定こども園の認可基準(政令市・中核市のみ)	認定こども園法 第13条第1項
◎	幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置(政令市・中核市のみ)	認定こども園法 第25条
○	公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	認定こども園法 第34条第5項
○	公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	児童福祉法 第56条の8第5項
◎	保育所の認可基準(政令市・中核市のみ)	児童福祉法 第45条第1項
◎	地域型保育事業の認可基準	児童福祉法 第34条の16第1項
◎	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備運営基準 確認に係る基準等	児童福祉法 第34条の8の2第1項
◎	給付対象として確認を受ける施設(※1)の運営基準	子ども・子育て支援法 第34条第2項
◎	給付対象として確認を受ける地域型保育事業(※2)の運営基準	子ども・子育て支援法 第46条第2項
△	教育・保育の利用料	子ども・子育て支援法 第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、附則第6条第4項
	その他	
◎	過料	子ども・子育て支援法 第87条各項

### ＜都道府県＞

	内容	根拠条文
	子ども・子育て会議	
◎	都道府県における子ども・子育て会議の設置 事業計画	子ども・子育て支援法 第77条第4項
△	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法 第62条第1項
	施設関係	
◎	公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)	地方自治法(※3) 第244条の2第1項
◎	幼保連携型認定こども園の認可基準	認定こども園法 第13条第1項
◎	幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置	認定こども園法 第25条
◎	認定こども園(幼保連携型以外)の認定要件	認定こども園法 第3条第1項、第3項
◎	保育所の認可基準	児童福祉法 第45条第1項

(※1) 認定こども園、幼稚園、保育所

(※2) 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(※3) 地方公共団体は公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めなければならない(地方自治法第244条の2第1項)